

大農 第 8 4 5 号
令和 7 年 1 月 24 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大野町長 宇佐美 晃三

市町村名 (市町村コード)	大野町 (21403)
地域名 (地域内農業集落名)	鶯・川合地区 (川合地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月26日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

川合地区の中心経営体数は30経営体となっており、法人を除く6割近くが60歳以上であり、若年層の担い手が不足している。また、後継者不足が顕著であり将来を見据えた担い手の確保が必要である。現在は、経営体を中心に水田の農地集積が進んでいる。今後は、農地を集約化することにより農業の効率化を図る必要がある。

畠地については、集団化されておらず、畠地の担い手が少ないこともあり、農地の集積・集約は進んでいない。また、柿畠については担い手・後継者不足により農地の遊休農地化が懸念されている。

【地域の基礎的データ】

中心経営体: 24人(うち60歳代以下9人)

団体経営体(法人・集落営農組織等): 6経営体

主な作物: 水稻、麦、大豆、野菜、柿、花き、バラ苗

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦、大豆を主要作物とし、中心経営体を中心として農地中間管理機構を活用した農用地の集積・集約化を進め、経営効率の向上を図る。さらに農作業の効率化を図るために、圃場の大区画化やスマート農業の導入を進めることで、持続的な農業経営を行っていく。また、大野町の特産品である柿については、維持・継続していくために地域全体で農地を利用して仕組みの整備を進める。バラ苗については、経営効率の向上のため、農地の集約を進めていく。

農地所有者の住所が地域外のケースが増え、遊休農地化する農地が増えることが懸念されることから、中間管理機構を活用して遊休農地化する前に担い手へ農地の貸付を行う。

後継者不足の解消を図るため、地域内外からの新たな担い手の確保に向けた取組みを推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	211 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	211 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農用地の集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者の意向により、個別に担い手に農地が貸付され、集約化が進んでいないため、農地中間管理機構の利用に係る周知を積極的に行い、集約化を進める。また、新たに貸付対象となる農地は全て農地中間管理機構を通した貸付とし、担い手の効率的な営農につながる農地の集約化を図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

地域及び耕作者の要望を受け、農地の維持、農作業の高効率化を図るために、用排水路整備の基盤整備事業を進めている。将来的には五之里地区で実施予定である。また上磯地区で農業集落道整備事業の実施を計画している。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

認定農業者や新規就農者の確保のため、町・県・JA等の関係機関と連携して相談体制を確立し、農地の斡旋や技術的指導の支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

効率化が期待できる作業がある場合は活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①柿畠へのカラスの被害が多く、鳥獣協議会でカラス檻の設置をして捕獲を行っている。今後も継続して実施していく。

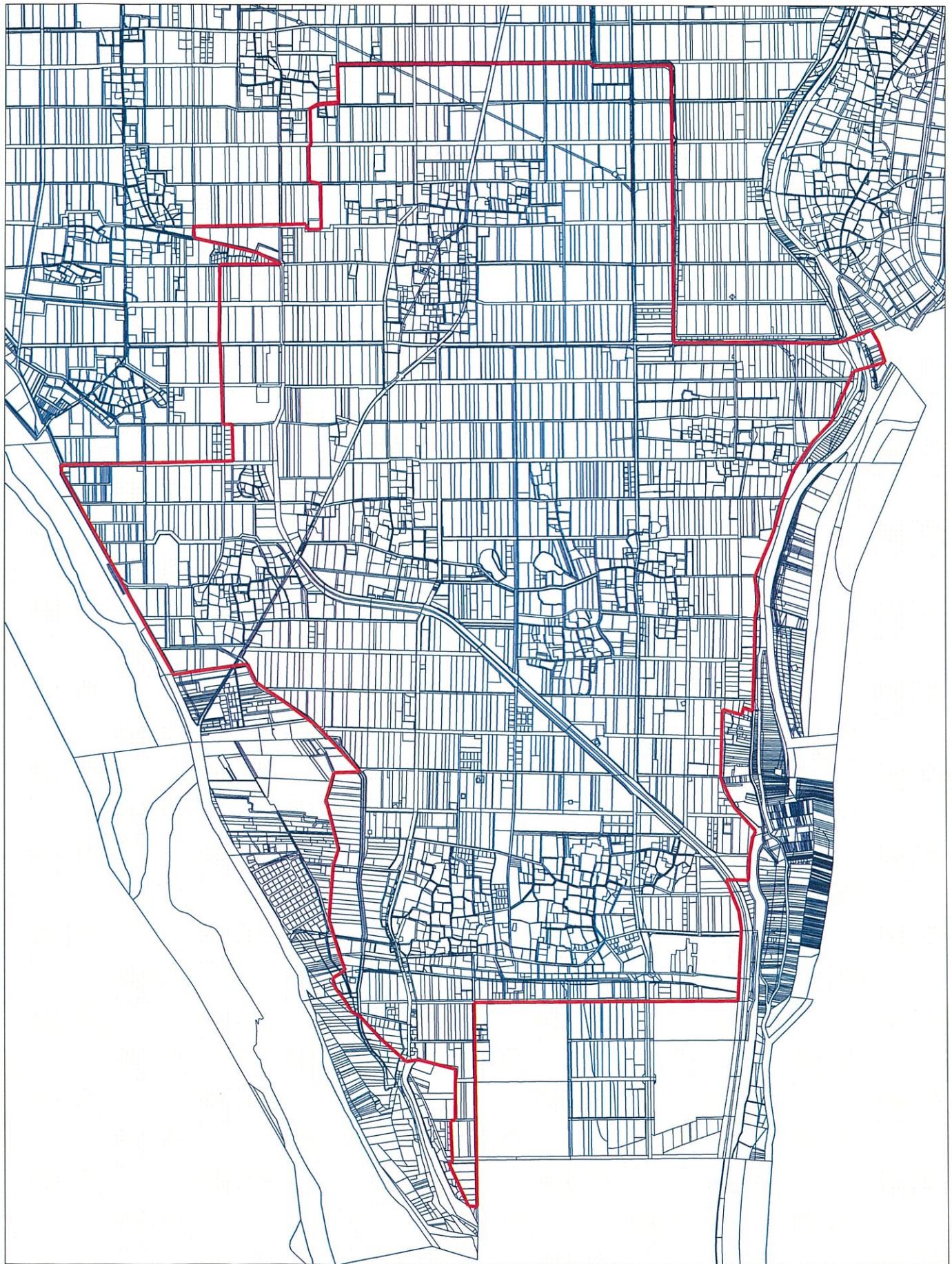
②環境へ配慮した減農薬栽培を推進する。

③圃場の大区画化を図り、スマート農業を推進することにより、作業効率の向上や省力化を図っていく。

⑤特産品である柿の栽培を継続的に行っていくために、今後、各種補助制度の幅広い活用ができるよう各関係機関とも連携を強め、支援の強化を図る。

⑦遊休農地の発生防止・減少を目指し、農地の維持及び集積に努めていく。また、多面的機能支払交付金を活用し、集落内の農用地、農道及び水路等の施設の保全管理を実施していく。

農業上の利用が行われる農用地等の区域(川合地区)



農業上の利用が行われる農用地地等の区域(川合地区)

